

【公開版】

提出年月日	令和 2 年 4 月 7 日 R15
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における 新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第31条：地震による損傷の防止

ロ. 再処理施設の一般構造

(5) 耐震構造

(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計

重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下の項目に従って耐震設計を行う。

(a) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。

(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。

(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備
常設重大事故等対処設備であって、上記(イ)以外のもの。

(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留

まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように設計する。

- (c) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。建物・構築物及び機器・配管系とともに、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。

また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。

- (d) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
- (e) 重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を

起こすおそれがないものとする。

- (f) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。

1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計

1.6.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針

重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。

- (1) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。

- (2) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

- (3) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。

また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針

に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるよう設計する。

(4) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

(6) 重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。

(7) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

1.6.2.2 重大事故等対処施設の設備分類

重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。

(1) 常設重大事故等対処設備

重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（S クラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。

上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第 1.6-4 表に示す。

なお、第 1.6-4 表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。

1.6.2.3 地震力の算定方法

重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。

1.6.2.3.1 静的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.1 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する地震力を適用する。

1.6.2.3.2 動的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。

なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。

1.6.2.4 荷重の組合せと許容限界

重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。

1.6.2.4.1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

(1) 建物・構築物

a. 運転時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。

b. 重大事故等時の状態

再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

c. 設計用自然条件

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。

(2) 機器・配管系

a. 運転時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。

b. 運転時の異常な過渡変化時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。

c. 設計基準事故時の状態

「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。

d. 重大事故等時の状態

再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。

1.6.2.4.2 荷重の種類

(1) 建物・構築物

a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、

すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧

b. 運転時の状態で施設に作用する荷重

c. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重

d. 積雪荷重及び風荷重

ただし、運転時 及び重大事故等時の状態で施設に作用する 荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。

(2) 機器・配管系

a. 運転時の状態で施設に作用する荷重

b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重

c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重

d. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重

ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重 等の固定荷重 が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物 に準じる。

1.6.2.4.3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

(1) 建物・構築物

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の

建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。
重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについて、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基づき設定する。

c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。

d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。

なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弹性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。

(2) 機器・配管系

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、安全機能を有する施設の耐震設計の考え方に基づき設定する。
- c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弹性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。
- d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 が

設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重 及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弹性設計用地震動 による地震力又は静的地震力と組み合わせる。

なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。

(3) 荷重の組合せ上の留意事項

- a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。
- c. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組み合わせを考慮する。
- d. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組み合わせを考慮する。
- e. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、[1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計]の「(3) 環境条件等」の「a. 環境条件」の「(c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。

f. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、S クラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。

1. 6. 2. 4. 4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力を用いる。

(1) 建物・構築物

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される 重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1. 6. 1. 5. 4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. S クラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1. 6. 1. 5. 4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. B クラス及びC クラスの建物・構築物」を適用する。

c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、設備分類に応じた地震動による地震力に対し、建物・構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることとする（評価項目は部材・部位ごとのせん断ひずみ、応力等）。

d. 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）の保有水平耐力は、「1. 6. 1. 5. 4 訸容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「c. 建物・構築物の保有水平耐力」を適用する。

(2) 機器・配管系

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、 「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は a. に示す 常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の許容限界を適用する。

- c. 動的機器は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 動的機器」を適用する。

(3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。

1.6.2.5 緊急時対策所の耐震設計

緊急時対策所建屋については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。

また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で 100mSv を超えない設計とする。

なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.6.1.4 地震力の算定方法」及び「1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。

第1.6-4表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類

系統機能	設備	代謝する機能を有する安全機能を有する施設及び （（）内は、設計基準対象の設備とされる設備 ひそこの高麗重要度分類）		設備分類	直接支持構造物	間接支持構造物	建物・ 構築物
		設備名	耐震重要度 分類				
可溶性中性子吸収材の自動供給系	構成する機器	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	—
代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	緊急遮断系（前処理建屋用、電路せん断機のせん断機止留路） 溶解設備の可溶性吸収材緊急供給系	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	—
代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	代替可溶性中性子吸収材緊急供給 弁	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	—
代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	代替可溶性中性子吸収材緊急供給 弁	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	—
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	緊急遮断系（前処理建屋用、電路含む） 緊急遮断系（前処理建屋用、電路含む）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 S	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（ノット洗浄専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（ノット洗浄専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（エンドビース洗浄専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（エンドビース洗浄専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（エンドビース洗浄専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
一般正圧空気系	（一般正圧空気系）	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 S	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（第7一時貯留処理専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（第7一時貯留処理専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
安全正圧空気系	（安全正圧空気系）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（第5一時貯留処理専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（第5一時貯留処理専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供 給弁（第5一時貯留処理専用）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力
一般正圧空気系	（一般正圧空気系）	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	常設耐震重要重大事故等対処設備 S	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 前処理建屋	Ss	静的地震力

(255)

34条 臨界事故の拡大を防止するための設備

(つづき)
第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止のための設備

系統機能	設備	設備分類		間接支特構造物 建物・構築物
		設備名称	構成する機器 設備	
内部ループ通水による冷却	代替安全冷却水系	内部ループ配管・弁	安全冷却水系 設備	S 常設耐震重要重大事故等対応設備
		冷却コイル配管・弁		機器・配管等の支持構造物 常設耐震重要重大事故等対応設備
		冷却ジャケット配管・弁		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		冷却水排水管・弁		Ss ガラス固化建屋
水供給設備	第1貯水槽	機器・配管・弁	安全冷却水系 設備	S 常設耐震重要重大事故等対応設備
		冷却水排水管・弁		機器・配管等の支持構造物 常設耐震重要重大事故等対応設備
		第1貯水槽		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
冷却コイル等への注水	代替安全冷却水系	冷却コイル配管・弁	安全冷却水系 設備	S 常設耐震重要重大事故等対応設備
		冷却ジャケット配管・弁		機器・配管等の支持構造物 常設耐震重要重大事故等対応設備
		冷却水排水管・弁		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
水供給設備	第1貯水槽	機器・配管・弁	冷却剤ガス処理設備 設備	S 常設耐震重要重大事故等対応設備
		降塵弁		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		塔盤駆動ガス処理設備からセルに導出するユニット		Ss ガラス固化建屋
セリ～への導出装置による冷却	セリ導出装置	配管・弁	冷却剤ガス処理設備 設備	S 常設耐震重要重大事故等対応設備
		降塵弁		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		塔盤駆動ガス処理設備からセルに導出するユニット		Ss ガラス固化建屋
セル排気系による冷却	セル排気系	セリ導出ユニット		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		旋風器		Ss ガラス固化建屋
		子側送風器		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
高レベル廃液濃縮缶凝縮器	高レベル廃液濃縮缶凝縮器			Ss ガラス固化建屋
		第1エンジニアリング器		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		気液分離器		Ss ガラス固化建屋
凝縮液回収系	凝縮液回収系			前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		ダクト・ダンパー		Ss ガラス固化建屋
		凝縮器冷却水給排水配管・弁		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
水供給設備	第1貯水槽	冷却水配管・弁(凝縮器)		Ss ガラス固化建屋
		ダクト・ダンパー		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
		主排気筒		Ss ガラス固化建屋
代替冷却水系	代替冷却水系	主排気筒～排出するユニット	排風機冷却水給排水配管	S 常設耐震重要重大事故等対応設備
		主排気筒		機器・配管等の支持構造物 常設耐震重要重大事故等対応設備
		(主排気筒)		前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ラン・ブルトニウム混合脱硝装置、高レベル廃液ガラス固化建屋
主排気筒	主排気筒	(主排気筒)		支特珠塔、基礎
				Ss ガラス固化建屋
				Ss ガラス固化建屋

（三九）

36条 放射線分解により発生する水素による爆発の発生の防止のための設備

336条 旋回機能により発生する水素による爆発の発生の防止のための設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔（）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及 びその影響重要度分類〕		直接支撑構造物		間接支撑構造物	
系統機能	設備	設備名稱	構成する機器	設備分類	設備分類	設備分類	建物・ 構築物
水素燃焼を未然に防止するための 水素の供給	代替安全圧縮空気系	水素隔離弁	安全圧縮空気系	常設重要度 分類	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—
水素燃焼の再発を防止するための 水素の供給	代替安全圧縮空気系	機器圧縮空気供給配管・弁	安全圧縮空気系	S	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—
水素燃焼による爆発及び代替 セル導出設備	セル導出設備	機器圧縮空気供給配管・弁 建屋内空気中性配管 圧縮空氣自動供給ユニット 機器圧縮空氣自動供給ユニット	機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物	常設重要度 分類	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—
水素燃焼による爆発及び代替 セル導出設備	セル導出設備	機器圧縮空気供給配管・弁 建屋内空気中性配管 圧縮空氣手動供給ユニット 配管・弁	安全圧縮空気系	S	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—
水素燃焼による爆発及び代替 セル導出設備	セル導出設備	隔離弁 隔ガス洗浄塔シールボット 隔ガスシールボット 隔ガスリーフボット 隔ガスボット 塔槽頭隔ガス処理設備からセリに 導出するユニットフィレタ 代替セル排気系	機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物 機器・配管等の支撑構造物 主排気筒～排出するユニット 主排気筒	常設重要度 分類	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—
水素燃焼による爆発及び代替 セル導出設備	セル導出設備	(主排気筒)	(主排気筒)	S	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—
水素燃焼による爆発及び代替 セル導出設備	セル導出設備	主排気筒	主排気筒	(S)	常設重要度 分類	常設重要度 分類	—

系統機能 供給停止	設備 設備名称	構成する機器 構成する機器	代替する機能を有する安全機能を有する施設及 びその面識重要度分類)		設備分類 分類	間接支擲造物 間接支擲造物	建物・ 構築物
			設備 設備	耐震重要度 分類			
ブルトニウム濃縮缶への供給液の停止	重大事故時給付用回路 重火災時ブルトニウム濃縮缶供給管 重火災時ブルトニウム濃縮缶供給管 一般圧縮空気系	緊急停止系(精製装置用、電路含 ブルトニウム精製装置) (ブルトニウム精製装置) (一般圧縮空気系)	— (S) (C)	S 常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重要重大事故等対処設備	精製建屋 精製建屋 精製建屋
重火災時ブルトニウム濃縮缶供給装置の停止	重大事故時ブルトニウム濃縮缶供給装置 重火災時ブルトニウム濃縮缶供給装置 一般圧縮空気系	蒸気発生器の手弁 蒸気発生器への次蒸気を供給する 系統の手弁	— — —	S 常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重要重大事故等対処設備	精製建屋 精製建屋 精製建屋
発ガス貯留設備による放射性物質 の貯留	重大事故時ブルトニウム濃縮缶供給装置 発ガス貯留設備	発ガス貯留設備の隔離弁 発ガス貯留設備の逆止弁 発ガス貯留設備の廃ガス貯留槽 発ガス貯留設備の底管・弁	— — — —	C 常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備以外 の常設重要重大事故等対処設備	精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋
高性活性フィルタ	(塔槽剰余ガス処理設備)	(塔槽剰余ガス処理設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	精製建屋
隔壁手				(I)	常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備	精製建屋
排風機				(S)	常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備	精製建屋
発ガスポート					常設耐震重要重大事故等対処設備	常設耐震重要重大事故等対処設備	精製建屋
精製建屋供給管路ガス処理設備 蒸気発生器ガス処理系(ブルトニウム系) 蒸気発生器主配管・弁	高レベル濃縮ガラス固化建屋 高レベル濃縮ガラス固化建屋 高レベル濃縮ガラス固化建屋 セル排ガスイリューニット アローフガッズ・セル排風機 精製建屋供給管路ダクト・ダンバ ワーナー・ブルトニウム混合装置 屋換気設備ダクト・ダンバ 発ガス貯留設備(正縮空気設備)	(建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備) (建屋換気設備)	(S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S)	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設耐震重要重大事故等対処設備	精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋 精製建屋
主排気筒	主排気筒 (主排気筒)	—	—	—	—	—	支特供塔、基礎 Ss —

(つづき)

第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備					
系統機能	設備		設備分類		建物・ 構築物 間接支障対象
	設備名称	構成する機器	設備	耐震重要度 分類	
燃料貯蔵プール等への注水	水供給設備	第1貯水槽			第41条に記載
燃料貯蔵プール等へのアブレイ	水供給設備	第1貯水槽			第41条に記載
制御	燃料貯蔵プール等の水の漏えい抑制装置	サイフ・ポンプレーカ 止水板及び蓋	プール水処理・冷却設備 （プール・ピットへの戻りの配管 の逆止弁）	S 常設耐震重要重大事故等対応設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋
止	燃料貯蔵プール等における監視防護等防止設備	燃料取扱きラック 燃料計量ラック バスマット仮置き架台（実入り 用）	（燃料取出し設備） （燃料貯蔵設備）	S 常設耐震重要重大事故等対応設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋

第11条 重大事故等への対応に必要となる水の供給設備			
系統機能	設備	代替する機能を有する安全設備を有する施設及びその面識重要度分類	設備分類
設備名称	構成する機器	設備	設備重要度分類
各重大事故等対応のための水源確保水供給設備 保／工場等外への供給物質等の放出を抑制に係る対応のための水の貯蔵保／第2貯水槽、第1貯水槽への水の補給／他の不燃物から第1貯水槽への水の補給	第1貯水槽	安全冷却水系／使用燃料の受入れ施設及び貯藏施設 補給水設備	S 常設耐震重要重大事故等対処設備
第2貯水槽から第1貯水槽への水の供給設備 の補給	第2貯水槽	安全冷却水系／使用燃料の受入れ施設及び貯藏施設 補給水設備	S 常設耐震重要重大事故等対処設備
		—	—
		第1保管庫・貯水所	Ss ○
		第2保管庫・貯水所	Ss ○

（256）

135

第41条 計装設備		設備		設備分類		直接支持構造物 間接支持構造物		建物・ 構築物	
系統機能	設備名稱	設備	設備	分類	分類	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備
工具等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の監視・ハーネダ	計装設備	構造式フレール等状況監視カメラ	(計測制御設備)	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋	静的地盤力	—
放射線監視設備	ガンマ線エミッタモニタ	(放射線監視設備)	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋	静的地盤力	—	—
重大事故等への対処に必要となる水の供給設備の監視・パラメータ	計装設備	貯水槽水位計	(計測制御設備)	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋	静的地盤力	—
電源設備の監視・ハーメータ	受電開閉設備・受電変圧器	受電開閉設備・受電変圧器	(受電開閉設備・受電変圧器)	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外の常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
所内高圧系統	他用燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設6.9 kV非常用母線A電圧計	他用燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設6.9 kV非常用母線A電圧計	(非常用所内高圧系統)	(S)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	前処理施設6.9 kV非常用母線A電圧計	前処理施設6.9 kV非常用母線A電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	前処理建屋6.9 kV非常用母線B電圧計	前処理建屋6.9 kV非常用母線B電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	電圧計	電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	ウラン・ブルトニウム混合配分建屋6.9 kV非常用母線A電圧計	ウラン・ブルトニウム混合配分建屋6.9 kV非常用母線A電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	ウラン・ブルトニウム混合配分建屋6.9 kV非常用母線B電圧計	ウラン・ブルトニウム混合配分建屋6.9 kV非常用母線B電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	非常用電源建屋6.9 kV非常用主母線A電圧計	非常用電源建屋6.9 kV非常用主母線A電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	非常用電源建屋6.9 kV非常用主母線B電圧計	非常用電源建屋6.9 kV非常用主母線B電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	ユーティリティ建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計	ユーティリティ建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計	(常用所内高圧系統)	(C)				常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力
	前処理建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計	前処理建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	前処理建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計	前処理建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	C1電圧計	C1電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—
	前処理建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計	前処理建屋6.9 kV運転子備用母線電圧計					常設耐震重要重大事故等対応設備	静的地盤力	—

43条 計測設備		設備		設備分類		直接支撑構造物		間接支撑構造物		建物・構築物		
系統機能	設置場所	設備名	構成する機器	常設重要度分類	(S)							
電源設備の監視パラメータ	所内低圧系統	制御装置160V 非常用母線A電圧計 制御装置160V 非常用母線B電圧計 前処理装置160V 非常用母線A電圧計 前処理装置160V 非常用母線B電圧計 分離装置160V 非常用母線A電圧計 分離装置160V 非常用母線B電圧計 精製装置160V 非常用母線A電圧計 精製装置160V 非常用母線B電圧計 ラン・ブルトニウム混合脱硝装置 ラン・ブルトニウム混合脱硝装置 高レベル危険ガラス固化装置160V 非常用母線A電圧計 高レベル危険ガラス固化装置160V 非常用母線B電圧計 燃料補給設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備
		第1釜油圧荷重計 第2釜油圧荷重計	電気設備	S	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	基礎	Ss	
		監視制御盤	(制御室)	(C)	常設而要重大事故等対応設備 の常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備 の常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備 の常設而要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss	
		安全監視制御盤	(制御室)	(S)	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss	
情報把握計装備	計測制御装置	情報把握計装備用暗伝送系統 建屋間伝送用無線装置	計測制御装置	C	常設而要重大事故等対応設備 の常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備 の常設而要重大事故等対応設備	機器・配管等の支撑構造物	常設而要重大事故等対応設備 の常設而要重大事故等対応設備	前処理建屋、分離建屋、精 製建屋、ラン・ブルトニ ウム混合脱硝装置、高レベ ル危険ガラス固化装置、受 電・貯藏庫、第1保管庫、 貯水所、第2保管庫、 貯水所	-	

第14条 制御室		設備				設備分類				間接支持構造物	
系統機能	設備名称	構成する機器	設備	部屋重要度 分類	部屋重要度 分類	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	直接支持構造物	建物・構築物
制御室換気設備	制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室送風機 制御建屋の換気ダクト	(制御建屋中央制御室換気設備) (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備)	(S)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備	制御室送風機 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の換気ダクト	(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋等対応設備以外) の常設耐震重大事故等対応設備	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設耐震重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	常設耐震重要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss
	計測制御装置	制御室安全系監視制御盤 他用清掃装置受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤	(制御室)	(S)	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対応設備	制御建屋	Ss
制御室遮蔽設備	中央制御室遮蔽 側制御室遮蔽	中央制御室遮蔽 側制御室遮蔽	(中央制御室遮蔽) (側制御室遮蔽)	(C)	常設耐震重要重大事故等対応設備以外 の常設耐震重大事故等対応設備	—	—	—	—	制御建屋	○
										使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○

（三九）

備設測定視監

46条 緊急時対策所

系統機能	設備	代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔（）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備 ひその耐震重要度分類〕		設備分類		直接支持構造物 間接支持構造物	建物・ 構築物	
		設備		設備分類 分類				
		設備名	構成する機器	緊急時対策建屋の既設設備	設備	常設而震重要重大事故等対応設備	—	緊急時対策建屋
緊急時対策建屋 換気設備	緊急時対策建屋	緊急時対策建屋の既設設備	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	Ss
	緊急時対策建屋送風機	緊急時対策建屋排風機	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	緊急時対策建屋フィルタユニット	緊急時対策建屋フィルタユニット	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	緊急時対策建屋換気ユニット	緊急時対策建屋換気ユニット	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	緊急時対策建屋ダクト・ダンパー	緊急時対策建屋ダクト・ダンパー	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	緊急時対策建屋配管・弁	緊急時対策建屋配管・弁	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	対策本部室差正計	対策本部室差正計	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	待機室差正計	待機室差正計	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	監視制御盤	監視制御盤	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	情報収集装置	情報収集装置	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	情報表示装置	情報表示装置	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	データ収集装置	データ収集装置	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	データ表示装置	データ表示装置	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	データ通信装置	データ通信装置	—	S	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	P電話	P電話	常合原原子力防災ネットワーク	1	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	P-FAX	P-FAX	常合原原子力防災ネットワーク	1	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	会議システム	会議システム	常合原原子力防災ネットワーク	1	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	データ伝送設備	データ伝送設備	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	一般那人電話	一般那人電話	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	一般携帯電話	一般携帯電話	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	衛星携帯電話	衛星携帯電話	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	ファクシミリ	ファクシミリ	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	再処理事業所内への通信基盤設備	再処理事業所内への通信基盤設備	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	ベースシングル装置	ベースシングル装置	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	専用回線電話	専用回線電話	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	緊急時対策建屋用空調機	緊急時対策建屋用空調機	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	緊急時対策建屋雨水管	緊急時対策建屋雨水管	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	6.0kw警報対策用母線	6.0kw警報対策用母線	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	460V緊急時対策用母線	460V緊急時対策用母線	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	燃料油配管・弁	燃料油配管・弁	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—
	重油炉槽	重油炉槽	常設而震重要重大事故等対応設備	—	常設而震重要重大事故等対応設備	—	—	—

46条 緊急時対策所

第457条 通信連絡を行ふために必要な設備	設備分類	直接支特構造物		間接支特構造物 ・構築物
		設備	設備	
再処理事業所内の通信連絡	設備名称	構成する機器 ページング装置	(通信連絡設備)	前處理建屋、分離建屋、精 製建屋、ワラン・ブルトニ ム混合脱硫建屋、高レバ ル脱硫ガラス固化建屋、制 御建屋、使用済燃費受入 ・貯蔵建屋、緊急時対策 建屋、ユーティリティ建 屋、洞道
再処理事業所外への通信連絡	設備名称	構成する機器 ページング装置	(通信連絡設備)	前處理建屋、分離建屋、精 製建屋、ワラン・ブルトニ ム混合脱硫建屋、高レバ ル脱硫ガラス固化建屋、制 御建屋、使用済燃費受入 ・貯蔵建屋、緊急時対策 建屋、洞道
専用回線電話				前御建屋、低レベル薬葉物 处理建屋、ユーティリティ 建屋、洞道
一般加入電話				前御建屋、使用済燃費受入 ・貯蔵建屋、洞道
ファクシミリ				前御建屋、使用済燃費受入 ・貯蔵建屋
プロセステータ伝送サーバ				前御建屋
放射線管理用計算機				緊急時対策建屋
環境中继サーバ				制御建屋
総合防災盤				制御建屋
代替通信用連絡設備	代替通話系統	通信連絡設備	C	常設耐震重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備
再処理事業所外への通信連絡	通信連絡設備	(通信連絡設備)	(C)	常設耐震重大事故等対応設備 の常設重大事故等対応設備
専用回線電話				前處理建屋、分離建屋、精 製建屋、ワラン・ブルトニ ム混合脱硫建屋、高レバ ル脱硫ガラス固化建屋、洞 道
衛星携帯電話				前御建屋、緊急時対策建屋
ファクシミリ				前御建屋、緊急時対策建屋
統合県子力防災ネットワークIP 電話				前御建屋、緊急時対策建屋
統合県子力防災ネットワークIP FAX				前御建屋、緊急時対策建屋
会議室子システム				前御建屋、緊急時対策建屋
データ伝送設備				緊急時対策建屋